

会津坂下町

過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)



福島県河沼郡会津坂下町

目 次

1 基本的な事項

(1) 会津坂下町の概況	4
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	4
イ 過疎の状況	5
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、福島県の総合計画等における位置付け等に配慮した会津坂下町の社会経済的発展の方向の概要	6
(2) 人口及び産業の推移と動向	7
(3) 行財政の状況	9
ア 行政の状況	9
イ 財政の状況	11
ウ 施設整備水準等の現況と動向	12
(4) 地域の持続的発展の基本方針	12
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	14
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	14

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	15
(3) 計画	15
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	16

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	18
(3) 計画	19
(4) 産業振興促進事項	22
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	22

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	23
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	24

5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	2 5
(2)	その対策	2 5
(3)	計画	2 6
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	2 6
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	2 7
(2)	その対策	2 8
(3)	計画	2 9
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 1
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	3 2
(2)	その対策	3 3
(3)	計画	3 3
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 5
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	3 6
(2)	その対策	3 6
(3)	計画	3 6
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 7
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	3 8
(2)	その対策	3 8
(3)	計画	3 9
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 1
1 0	集落の整備	
(1)	現況と問題点	4 3
(2)	その対策	4 3
1 1	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	4 5
(2)	その対策	4 5
(3)	計画	4 5
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 7

1.2 再生可能エネルギーの利用の促進

- (1) 現況と問題点 48
- (2) その対策 48

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- (1) 現況と問題点 49
- (2) その対策 49
- (3) 計画 49
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 49

1 基本的な事項

(1) 会津坂下町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

[自然的条件]

自然的条件としては、本町は、福島県の西北にある会津盆地の西部に位置しており、面積は9 1.5 9 km²です。東部は阿賀川を隔て会津若松市・湯川村に、西部は柳津町・西会津町に、南部は会津美里町に、北部は喜多方市にそれぞれ接しています。

本町の標高は1 7 5～4 5 0mであり、東部の平坦地と西部の丘陵地に大きく分けられます。東部の平坦部には、阿賀川と宮川が形成した肥沃な氾濫原が広がり、会津盆地の豊かな水資源に恵まれ稲作が盛んであり、会津盆地穀倉地帯の一部となっています。西部の丘陵地の大半は森林であり、森林面積は3, 0 3 7 ha で、総面積の3 3 %を占めています。

気候は、日本海側内陸性気候に属し、四季の移り変わりがはっきりと感じられます。また、寒暖の差が大変激しい盆地特有の性質があり、夏には真夏日が続き、冬には積雪が1 mに達することもあります。

[歴史的条件]

歴史的条件としては、本町の町名の由来は、アイヌ語のバツケ（坂の下）が訛ったもの、とする説のほか、いくつかの説があります。また、室町時代の文明7年に栗村と番下村を併せ坂下村と改めた記録もあります。

本町の丘陵地帯には、古代先住民の古墳群が多数分布し、西暦5 4 0年に仏教が伝来したとする言い伝えがあることから、古くから文化が栄えたことが伺えます。中・近世は、恵まれた水陸の交通網を利用して宿場町の形態を整え、物資の集散地として栄えました。明治維新後は、坂下民生局の所管となり、若松県から福島県に変わり、その後河沼郡役所が置かれ、旧藩時代の村々は合併を繰り返し、大字単位の町村となりました。

会津坂下町は、旧坂下町を中心として、若宮村・金上村・広瀬村・川西村・八幡村の1町5村が合併して昭和3 0年4月1日に発足し、続いて昭和3 5年8月1日の境界変更により、喜多方市（旧高郷村）の一部、高寺地区が編入され現在に至っています。

[社会的条件]

社会的条件としては、鉄道については、大正1 5年1 0月1 5日に国鉄会津線（現在のJ R只見線）が開通し、現在では、若宮駅、会津坂下駅、塔寺駅、会津坂本駅の4駅があります。古くから賑わいを見せつつ、物資・資源輸送の拠点としての役割を果たしてきました。また、バス路線についても、鉄道の開通と合わせ定期的な乗合運行が開始されており、現在も鉄道、バスについては地域住民の移動手段として利用されています。

道路網については、町の中心部を国道49号が貫き、東部には阿賀川、西部には只見川が流れ、昔から交通の要所となっています。さらに、南部には磐越自動車道が横断し、会津坂下ICや新鶴スマートICが整備され交通アクセスが向上しています。

[経済的条件]

経済的条件としては、第1次産業の就業人口が昭和35年に全体の63.2%でありましたが、昭和55年に34.5%、平成22年に15.9%、第2次産業が昭和35年に9.2%、昭和55年に27.4%、平成22年に26.6%、第3次産業が、昭和35年に27.6%、昭和55年に38.1%、平成22年に57.5%を占めており、第1次産業の就業人口の減少が著しくなっております。工業団地の全てに企業立地が進んだものの、近年の景気の低迷により閉鎖する事業所も発生し、極めて厳しい経済状況にあります。

イ 過疎の状況

[人口等の動向]

昭和35年の人口25,867人をピークに減少が続いており、その後55年を経過した平成27年の国勢調査においては、人口16,303人(人口減少36.9%)とさらに減少を続けており、高齢化率は29.5%と高まっています。

[これまでの過疎法に基づくものも含めた対策]

これまで4次にわたる過疎地域の特別措置法が施行されましたが、本町は過疎地域対策緊急措置法(昭和45年～昭和54年)、過疎地域振興特別措置法(昭和55年～平成元年)、過疎地域活性化特別措置法(平成2年～平成11年)、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年～令和2年)で、過疎地域の指定を受けてきました。この間、脆弱な財政構造の中、県代行事業の活用、国県の補助金、過疎対策事業債等の有利な財源を有効に活用し、積極的に地域の振興、地域住民の福祉の向上、産業・交通・生活基盤、教育文化の振興等を図ってきました。

これまでの主な過疎対策事業としては、町道・農道等の生活道路の整備、除雪機械の整備、公共下水道等の整備、消防施設の整備など、特に生活に密着した地域の活性化に直結する事業を重点的に実施してきました。しかし、就業の場が少ないことから、高校を卒業後に依然として若者を中心とした人口流出が続いており、地域活性化を図るうえで大きな課題となっています。

[現在の課題]

住民の生活と住民自治の基盤は、これまでの長い歴史の中で醸成されてきた集落や地区コミュニティセンター単位の地域コミュニティに大きく委ねられています。しかし、現在は、生活様式の変化や住民意識の多様化から、地域社会への帰属意識や連帯感が希薄になりつつあり、地域コミュニティの脆弱化が危惧されて

おり、このことが大きな課題となっています。

さらに、近年の厳しい雇用情勢の中にあつて、新たな企業の進出を見込むことが困難なことから、既存企業が引き続き安定した経営ができるよう支援を行いつつ、若者の定住促進に向けた住宅の整備、安心して子育てができる支援制度の充実などを積極的に進めていく必要があります。

[今後の見通し等]

今後も、人口減少に歯止めをかけることは難しい課題ではありますが、絶えず変化を続ける社会情勢を見極めながら、本町が持つ豊かな地域資源を活用し、地域住民とともに地域課題の解決に取り組んでいきます。

また、本町は、豊かな自然環境と歴史文化資源に恵まれており、この豊かな地域文化や街道の宿場町として発展してきた歴史を大切にし、人口減少社会に対応したまちづくりを進めながら、住民・地域・行政の「協働」のしくみにより、持続的発展を目指していきます。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、福島県の総合計画等における位置付け等に配慮した会津坂下町の社会経済的発展方向の概要

本町における産業の中心は、社会経済情勢の変化に伴い、第1次産業から第3次産業へと移行してきています。第1次産業従事者は、担い手不足により減少傾向にあります。県と比較しますと依然として高い数値にあり、本町の基幹産業として位置付けています。

経済的な立地特性につきましては、町の中心を国道49号が横断し、主要地方道 喜多方会津坂下線並びに会津坂下会津高田線が縦断する道路網の中にあり、国道49号沿いに磐越自動車道会津坂下ICが設置され、さらに、会津美里町との境界に磐越自動車道新鶴スマートICが設置されており、首都圏等へのアクセスが大幅に向上されています。また、本町の丘陵地帯には、古代先住民の遺跡が多数分布し、古くから文化が栄えたことが伺えます。中・近世は、恵まれた水陸の交通網を利用して宿場町の形態を整え、物資の集散地として栄えました。この豊かな地域文化や街道の宿場町として発展してきた歴史を大切にし、人口減少社会に対応したまちづくりを進めています。

本町が位置する会津地域は、福島県総合計画において、美しい自然と名高い歴史により全国的な知名度が高く、福島県の観光の中心地として位置づけられています。一方で人口減少と高齢化が進み、様々な地域活動を担う人材が不足してきており、担い手の育成が課題となっています。また人口減少に伴う経済規模の縮小から様々なサービスの維持が困難になっており、広域的な連携なども含めた取り組みが必要です。これらの課題に対し、これまでの実績を踏まえ福島県の総合計画との整合性を図りながら取り組んでいきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和35年の国勢調査時には25,867人でしたが、平成27年の国勢調査では16,303人となり55年間で約37%減少しています。昭和50年から平成2年までの15年間は、0.86%の減少率でしたが、それ以降は25年間で19.8%の減少率となっています。男女別の内訳は、男性47.77%、女性52.23%とほぼ均衡しています。年齢階層別にみると、0歳～14歳までの人口及び15歳～29歳までの若年者人口の減少と65歳以上の高齢者人口が増加しています。0歳～14歳までの人口をみると、昭和35年の8,657人に対し平成27年には1,944人と77.5%も減少しており、急激な少子化傾向にあることを示しています。15歳～29歳までの若年者人口比率も昭和35年に22.5%であったものが、平成27年には12.1%であり、若年者の労働人口の減少と流出も深刻な問題になっています。また、65歳以上の高齢者人口比率については、昭和35年には6.9%でほぼ県平均と同じ数値でしたが、平成27年では、31.9%と県平均値の28.7%に比べ3.2ポイント高くなっており、県全体に比べ、高齢化が急速に進んでいます。結論としては、総合的な人口減少に加えて、働き手となる若年人口の減少と高齢人口の増加という少子高齢化社会にあることがわかります。

産業別人口は、昭和35年には県全体と同様に、第1次産業就業人口比率が63.2%と第2次、第3次産業を圧倒していましたが、昭和50年ごろを境に位置が逆転し、平成27年では第1次、第2次、第3次産業従事者人口は、それぞれ14.9%、27.2%、57.9%となっています。

産業別に見ると、第1次産業である農業は、農業従事者の高齢化や少子化により年々減少が見られ、法人や大規模農業者への集約が進んでいます。第2次産業では、工場数はほぼ横ばいですが従事者数は減少傾向にあります。第3次産業については商店数や年間販売額等は減少しています。これは人口減少による経済規模の縮小や消費者の消費行動の変化による近郊都市への消費者の流出が影響しています。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率							
総 数	人 25,867	人 20,510	% △20.7	人 20,332	% △0.86	人 18,274	% △10.1	人 16,303	% △10.7	
0歳～14歳	8,657	4,317	△50.1	4,032	△6.60	2,672	△33.7	1,944	△27.25	
15歳～64歳	15,424	13,591	△11.8	12,522	△7.86	10,434	△16.6	9,120	△12.6	
うち15歳～ 29歳 (a)	5,812	4,207	△27.6	2,906	△30.9	2,545	△12.4	1,975	△22.3	
65歳以上 (b)	1,786	2,602	45.6	3,749	44.0	5,165	37.7	5,210	△0.87	
(a) / 総数 若年者比率	% 22.5	% 20.5	—	% 14.3	—	% 13.9	—	% 12.1	—	
(b) / 総数 高齢者比率	% 6.9	% 12.7	—	% 18.4	—	% 28.3	—	% 31.9	—	

表1-1 (2) 人口の見通し (人口ビジョン)

区 分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
0～14歳	人 1,780	人 1,583	人 1,418	人 1,303	人 1,184
15～64歳	7,899	7,043	6,338	5,791	5,227
65歳以上	5,521	5,505	5,372	5,062	4,746
総 数	15,200	14,131	13,128	12,156	11,157
高齢化率	% 36.3	% 38.9	% 40.9	% 41.6	% 42.5

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	人 12,551	人 11,111	% △11.4	人 10,968	% △1.2	人 9,174	% △16.3	人 8,559	% △6.7	
第一次産業 就業人口比 率	% 63.2	% 41.7	—	% 23.8	—	% 16.7	—	% 14.9	—	
第二次産業 就業人口比 率	% 9.2	% 22.4	—	% 34.7	—	% 28.1	—	% 27.2	—	
第三次産業 就業人口比 率	% 27.6	% 35.9	—	% 41.5	—	% 54.8	—	% 57.9	—	

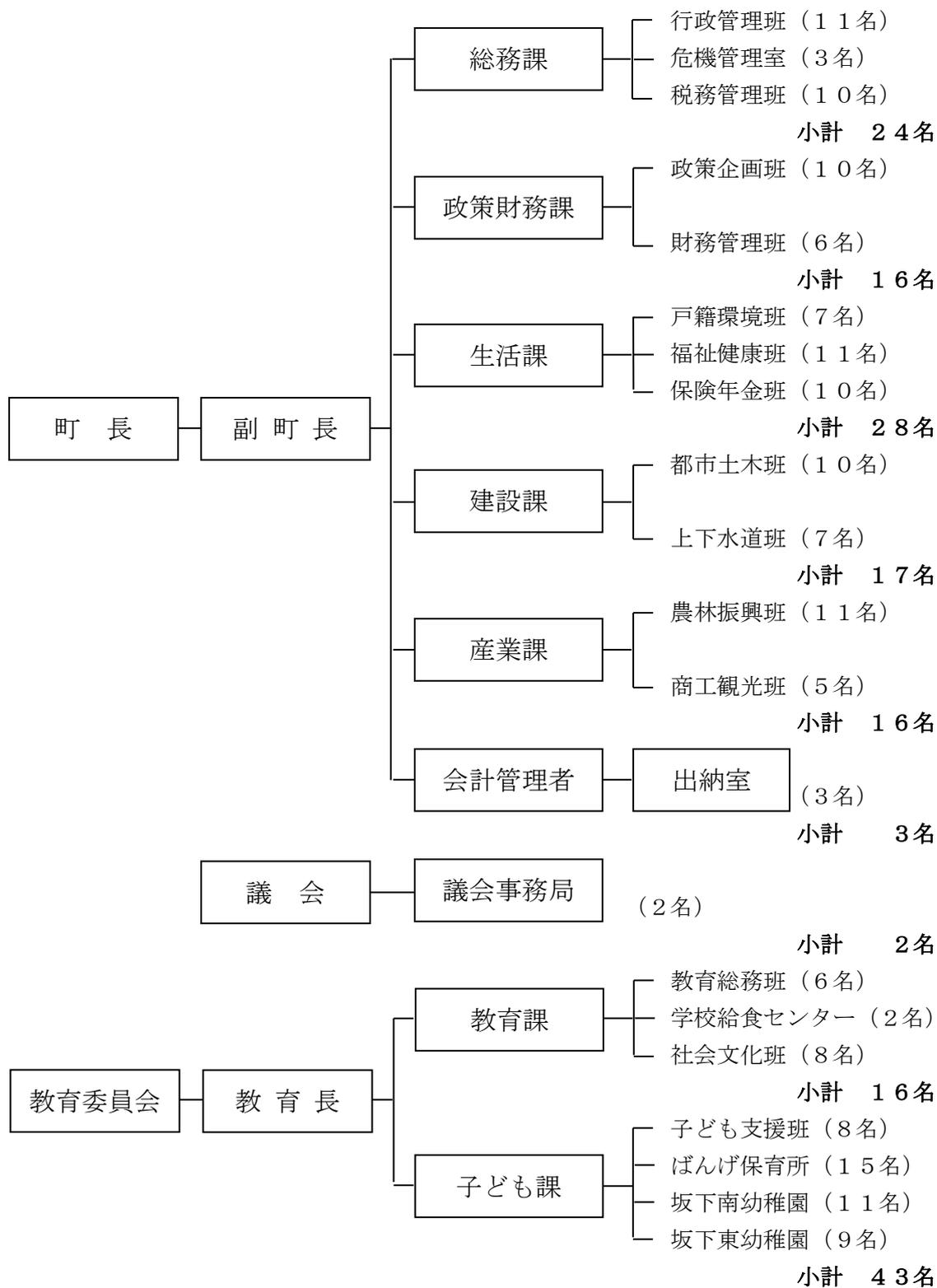
(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

町の行政連絡機構としては82の行政区があり、また中心地に中央公民館、旧町村単位に7つの地区コミュニティセンターが設置されています。本町は会津若松地方広域市町村圏整備組合に属しており、学校給食センター、火葬場については、周辺自治体と連携しながら町で設置、運営を行っています。また、令和2年4月1日現在で、小学校2校、中学校1校、保育所1所及び幼稚園2園となっています。

住民にとって真に必要な行政サービスの提供と活力あるまちづくりを持続するために、平成28年11月に「会津坂下町行政経営改革プラン」を策定しました。限られた財源や資源を最大限活用するため、無駄を省いた効率的でスリムな行政を目指すとともに、住民に信頼される行政に体質改善を行い、健全な行財政運営の確立を図ってきました。しかし、計画期間が令和2年度をもって満了したことから、更なる事務事業等の再編・整理・廃止・統合、採用計画の見直し並びに人事評価制度の導入など行財政改革の推進を目的とした「会津坂下町行政経営プラン」を令和3年に策定し、今後も行財政運営の確立を行っていきます。

会津坂下町行政機構図（令和2年4月1日現在）



合計 165名

イ 財政の状況

本町の財政状況については、普通会計の令和元年度決算で歳入総額74億8606万円、歳出総額71億9,979万円で財政力指数0.38、経常収支比率89.5%になっています。歳入は、平成27年度に比較し8.96%の減少になっています。一方、歳出は、平成27年度に比較し9.15%の減少となっています。公債費負担比率は20.7%で1.1ポイント増加しています。また、投資的経費は45.8%減少しており、そのうち普通建設事業費は43.37%の減少を示しています。以上のことから、歳入歳出額は共に減少していますが、義務的経費の割合が依然として高く投資的経費を圧迫しており、今後とも自主財源などの歳入の確保と経常的経費などの歳出の削減を図る必要があります。

表1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	7,949,268	8,223,613	7,486,061
一般財源	4,785,188	4,984,454	4,912,082
国庫支出金	630,100	627,669	562,212
都道府県支出金	508,955	864,738	633,092
地方債	1,198,792	950,813	509,304
うち過疎債	537,500	509,400	125,200
その他	826,233	795,939	869,371
歳出総額 B	7,549,397	7,925,472	7,199,790
義務的経費	2,962,258	3,155,031	3,125,497
投資的経費	1,492,756	1,036,174	560,880
うち普通建設事業	1,486,631	957,160	542,017
その他	2,464,707	3,164,929	3,211,980
過疎対策事業費	629,676	569,338	301,433
歳入歳出差引額 C (A-B)	399,871	298,141	286,271
翌年度へ繰越すべき財源 D	104,363	1,787	41,368
実質収支 C-D	295,508	296,354	244,903
財政力指数	0.36	0.38	0.38
公債費負担比率	16.7	19.6	20.7
実質公債費比率	17.1	14.0	13.3
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	89.7	87.3	89.5
将来負担比率	170.5	120.9	87.4
地方債現在高	8,669,363	10,702,225	8,526,376

ウ 施設整備水準等の現況と動向

本町の主要公共施設等の整備状況については、水道普及率はかなり高い水準にありますが、汚水処理普及率は公共下水道事業や農業集落排水整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業などにより整備中であるものの未着手の地域があることから低い状況にあります。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道 改良率(%)	11.46	18.14	25.00	55.32	55.7
舗装率(%)	29.48	48.00	51.80	74.75	75.79
農道延長(m)	—	—	—	167,083	175,546
耕地1ha当たり農道延長(m)	82.88	83.36	36.12	—	—
林道延長(m)	—	—	—	17,059	17,059
林野1ha当たり林道延長(m)	5.51	4.81	4.71	—	—
水道普及率(%)	65.83	67.55	90.02	92.96	95.2
水洗化率(%)	—	11.97	34.65	61.23	66.1
人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床)	11.59	10.48	9.03	9.98	11.74

(4) 地域の持続的発展の基本方針

福島県が定める過疎地域持続的発展方針に合わせ、以下のとおり方針を定め過疎対策のための施策を展開します。

① 町の魅力を生かした「人と地域づくり」

豊かな自然環境を守り、大切な伝統文化や自然の恵みの中で生活の知恵を継承するとともに、希薄になりつつある「地域社会の絆」を大切にしていきます。

また、本町の強みである伝統文化、自然などの地域資源の価値を活かしながら、町外・県外など外からの力も取り入れて地域づくりを進めていき、地域発展の源となる「地域力」を育成していきます。

② 町の特性を生かした「しごとづくり」

若者の定住を促進し、人口流出を抑え、活力ある地域を形成していくためには、町の特性を磨きながら自立できる地域経済の基盤をつくるのが大切です。基幹産業である農業の振興に取り組み、地域の特色をいかした農作物の産地の形成や地域産業の6次化及び経営規模の拡大を支援します。また、既存企業への支援や県・近隣自治体と連携した企業誘致策などを積極的に推進し、雇用の確保、所得の向上に取り組みます。

③ 安全に安心して快適に暮らせる「くらしづくり」

地域で安全に安心して快適に住み続けるためには、毎日の暮らしに最も関わりの深い基本的な生活基盤が整備されていることが大切です。過疎地域においては、人口減少に伴い経済規模が縮小傾向にあるため地域間の広域的な連携も視野に入れ、住民の暮らしに欠かせない地域医療や公共交通など生活交通の確保や福祉・教育環境の充実、また道路や情報通信などの基盤整備を進めることにより、安全に安心して快適に暮らせる地域をつくっていきます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町は、他の過疎地域と同様、若年層の流出や出生率の低下・高齢化の進行により、今後の人口減少は避けられない状況にあります。それに伴い、地域における担い手の不足や地域経済の停滞、経済規模の縮小による公共交通の維持や公共施設の管理が困難になるなどの課題が顕在化していくことが予想される中で、人口が減少しても一人ひとりが社会における役割を担い、安心して暮らせる持続可能な社会を実現する必要があります。

よって持続可能な社会を維持するための目標を、以下のとおりとします。

① 人口に関する目標

本町の人口については、昭和35年をピークに減少を続けており、平成4年以降人口動態の要因である、社会動態・自然動態の双方について減少となりました。

社会動態については、昭和57年、昭和62年、平成5年、平成29年に転入超過となったものの、平成27年から平成31年の過去5年では一年あたり約95人の減少となっています。

自然動態については、平成2年に出生数が死亡数を下回り、その後は自然減が続く、差は広がっています。平成27年から平成31年の過去5年では一年あたり約150人の減少となっており、社会動態と合わせて毎年245人の減少となっています。合計特殊出生率については、過去5年間の平均で1.48となっており、福島県の平均と同程度となっています。

社会動態については転出者を減少させ転入者を増加させる取り組みを実施し、自然動態については出生数を増加させることにより、総人口の減少を抑制しなければなりません。

そのため、人口に関する目標を以下のとおりとします。

指標	基準値	目標値 (令和7年度)
人口	(令和2年度国勢調査速報値) 15,068人	14,833人
社会増減	(平成27～令和元年平均) -95	±0
合計特殊出生率	(平成27～令和元年平均) 1.48	2.11

② 財政力に関する目標

本町の財政については、景気の低迷や生産年齢人口の減少から大きな住民税の増収は見込めません。税の徴収率は高水準で維持しており、適切な課税とともに厳格に差押等の滞納処分を実施し、徴収率を維持しながら安定的な歳入の確保に努めます。また、区画整理事業や教育施設の適正配置などにより未利用となった公有財産について、利活用が定まっていないものは積極的に活用、処分を検討していきます。

財政力に関する目標を以下のとおりとします。

財政力指数を 0.51 へ改善させます。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

上記に示した目標について振り返りを行い進捗状況を確認します。

また、町の総合計画である会津坂下町第6次振興計画との整合を図りながら計画の事業毎に指標を設定の上、年度ごとにPDCAサイクルに基づき住民で組織した検討委員会で評価、点検を実施し、取り組み内容について必要に応じて変更するものとします。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「会津坂下町公共施設等総合管理計画」では全庁的かつ長期的な視点に基づき、計画的予防保全による長寿命化や公共施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、町有財産の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら取り組みを推進することを基本的な考え方としており、本計画についても、公共施設総合管理計画に基づき取り組みを進めます。

各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断を実施し施設の状況を把握した上で必要性を検討し、解体、除却を含め修繕や大規模改修について安全性、経済性を考慮し実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

急速に進展する少子高齢化により生産年齢人口の減少や経済規模の縮小により空き家や空き店舗が増加し中心市街地の空洞化、地域活動の担い手の不足が進んでいます。

当町では空き家バンクの設置により空き家の解消及び移住・定住の促進を進め、また空き家をお試し居住用住宅として短期間貸し出しを実施するなど、町の魅力を知っていただくことにより交流を促進してきました。

(2) その対策

体験型・参加型の交流を促進し、地域情報、交流イベント情報、空き家・空き店舗を活用し定住関連情報などを首都圏等へ発信し、移住定住・二地域居住の促進や交流人口の拡大を図ります。また、老朽化により用途廃止となった公営住宅の土地の分譲など、未利用の町有財産の処分を実施し、土地・住宅の新規取得に対する支援策などにより移住定住の促進に努めます。

さらに、地域おこし協力隊については、協力隊員の受け入れ自体が新規移住者の獲得になることに加え、活動においても地域間交流の活性化に大きく寄与することから、積極的な活用を図っていきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	・定住支援事業 地域の担い手不足の解消、地域活性化を図るため、お試し居住用住宅の活用や空き家バンクの活用など、関係部署が連携して取り組み移住・定住を促進する。	町	
	(2) 地域間交流	地域おこし協力隊活用事業 移住者目線での地域づくり活動により、地域活性化を図る。 隊員の定住を支援することで、地域を担う人材の確保、新たな雇用の創出につなげる。	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	広域観光推進事業 ・極上の会津プロジェクト協議会等の各協議会や「道の駅あいづ 湯川会津坂下」でのイベント、まちなかハイキング等を通じ町の魅	町	

		力を発信する。		
--	--	---------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

会津坂下町公共施設等総合管理計画において、本項目では該当施設がありません。
会津坂下町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、全庁的かつ長期的な視点に基づき整備します。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 産業

産業の振興を図り、安定した雇用の場と所得を確保していくことは、地域の中心的な担い手となる若年層の流出を防ぎ、持続可能な地域社会を形成する上で重要な課題となります。

このため、多様な産業間の連携による総合力の向上、地域資源を活用した新たな事業展開や新分野への進出など、情報化の進展に対応した情報関連産業や環境問題に対応した再生可能エネルギー関連産業の育成、高齢社会に対応した新規産業の創出、地産地消を推進していく必要があります。

イ 農林業

農業については、本町の基幹産業であり、主な形態は、米を主体として野菜・花卉を組み合わせた複合型が主軸をなしています。近年では法人や大規模経営者への農地の集約化が進んできているものの、全体的には農業従事者の高齢化や担い手不足による遊休農地が顕在化する傾向にあり、鳥獣による果実等への被害が増加しています。また、コロナ禍による外食産業市場の情勢悪化により、米価の下落に伴う農業所得の伸び悩みと相まって、本町農業の振興は一層厳しさを増しています。このようなことから、農業生産基盤の整備を進めながら農用地の高度利用や流動化に努めるとともに、水稻を中心とした農業経営から高収益園芸作物を中心とした農業経営への転換を推進し、新規就農者の受け入れ態勢の整備、認定農業者の確保、水田農業における担い手グループ、農業法人の育成など担い手対策を積極的に推進する必要があります。また、本町の自然的、社会的条件をいかした流通販売体制の確立や契約栽培の推進を図り、高付加価値型農業の推進と絆を結ぶ豊かな農業・農村を創造していかなければなりません。

林業については、本町の森林資源を将来にわたり継続して確保していくため、地域の状況を踏まえた森林整備計画の策定、伐採後の再生林を進めるとともに、病害虫等から森林を保全する取組みを進めていく必要があります。

ウ 地場産業

地場産業の振興については、地域資源をいかした生産・加工・販売の連携により人材の育成に努めるとともに、観光産業とのタイアップ等を考慮しながら売れるふるさと製品づくりを推進し、地域で生産される農産物や特産品等を道の駅や姉妹都市と連携して流通販売していく必要があります。

エ 企業誘致

企業誘致については、会津西部地域の中核都市としてより一層の経済の活性化を目指すために、労働力流出を防ぐばかりでなく、地域住民に魅力ある新たな雇用の場を確保するため、既存企業の支援・業務拡大と積極的な企業誘致活動

を展開していく必要があります。

オ 商業

商業については、町の中心市街地において空き店舗が目立つようになってきており、空洞化の問題が顕在化してきています。また、商店街における後継者不足の問題等もあり、商工会や中小企業を育成・支援していくとともに、小売商業の活性化を目指した起業支援や空き店舗の活用、賑わい創出の仕組みづくりが必要です。

カ 観光

観光については、本町の大きな魅力である四大祭りを活性化させ交流人口の増加を図っていく必要があります。また、近隣市町村との連携による広域観光ルートを確立するとともに、本町にある観光資源の魅力の拡大を図っていく必要があります。

主な観光施設の入り込み入客数（令和元年実績）

単位（人）

立木観音	88,600	初市大俵引き	32,000
春日八郎おもいで館	5,051	お田植まつり	11,000
糸桜里の湯ばんげ	98,841	夏まつり	30,000
		秋まつり	18,000

合計 283,492

(2) その対策

ア 産業

産業の振興については、すべての産業において技術力の向上や消費者ニーズの多様化に対応した商品開発による高付加価値化を図り、戦略的なマーケティングを展開していきます。

また、多様な産業間の連携による総合力の向上、地域資源を活用した新たな事業展開や新分野への進出などを図り、情報化の進展に対応した情報関連産業や環境問題に対応した再生可能エネルギー関連産業の育成、高齢社会に対応した新規産業の創出、地産地消などを図っていきます。

イ 農林業

農業については、人・地域・組織の連携と活性化を促していくとともに、食料自給率の向上や農家所得増大のための生産基盤整備と経営条件の整備強化を積極的に推進し、農地集積による低コスト化や、複合経営により、持続的な農業を行える経営体を育成するとともに、本町の自然的・地理的条件をいかした付加価値の高い農業の充実・強化を図っていきます。

また、農業・農村の機能をいかした地域的な連携を深め、本町農業の中心的な担い手となるべき、認定農業者、中核農家は勿論、新規就農者、団塊世代を中心とした定年帰農者等も積極的に支援しながら、担い手の育成確保に努めていきます。

さらに、快適で美しい田園空間を形成するための中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払制度への取り組みにより、豊かな農業・農村環境を保全していくための活動等を推進していきます。

ウ 地場産業

地場産業の振興については、地域産業おこし等の原動力となる人材の確保・育成を図り各種物産展・イベント等への出展・即売活動を通して組織の拡充強化を推進します。

また、地場産品を紹介・展示・即売できる道の駅での販売促進により農業所得の向上及び地場産業の振興を図ります。

エ 企業誘致

企業誘致については、広域的な視点のもと魅力ある新たな雇用の場を提供していくため、近隣市町村と連携した企業誘致活動を積極的に進めるとともに、空き工場・空き店舗を活用し、進出企業や起業希望者への支援を行います。

オ 商業

商業については、道の駅からの誘客や交流の拡大により活力と賑わいを創出するとともに、店舗等の魅力の向上、空き店舗の利活用等の各種ソフト施策を展開していきます。また、様々なニーズに対応した商店街づくりのために、商工団体等を積極的に支援していきます。

カ 観光

観光については、交流人口の増加を目指し、既存の観光施設や四大祭りの活性化を図ります。また、SNSなどを利用した情報発信に努め誘客を促します。

さらに、令和4年度に全線開通予定のJR只見線の運行開始なども控えることから、近隣市町村など連携した広域観光事業による誘客を進めていきます。また、地域住民によるボランティアガイドの養成を行い、地域文化を付加価値の高い観光資源として活用していきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の 振興	(1) 基盤整備 【農業】	・有害鳥獣対策事業 有害鳥獣による農作物被害や人身被害等を防止するため、里山の環境整備、捕獲、被害防除など、総合的な対策を実施する。	町	

	<p>・県営老朽ため池等整備事業 決壊等による下流域の被害を防止し、安心 安全な生活環境と農業用水の確保を図るた め、県が実施するため池整備事業への負担 金を支払う。</p>	県	
	<p>・中山間地域等直接支払交付金事業 中山間地域の担い手育成、農業生産活動 等の支援</p>	町	
	<p>・多面的機能支払交付金事業 農地や用水路等資源の回復・維持管理を図 るため、集落の取り組みを指導・支援</p>	町	
	<p>農村地域防災減災事業</p>	町	
	<p>国営かんがい排水事業</p>	町	
	<p>農業用河川工作物応急対策事業</p>	町	
	<p>農業基盤整備促進事業(定率助成分)</p>	町	
	<p>鳥獣被害防止総合交付金(整備事業)</p>	町	
	<p>・農業水路等長寿命化・防災減災事業 実施計画策定・地域防災上のリスク除去</p>	町	
	<p>土地改良事業(水利施設整備事業(基幹水 利施設保全型))</p>	県	
	<p>・農業経営基盤強化資金利子補給事業 農業経営基盤強化資金借入れに対する 利子助成</p>	町	
【林業】	<p>・ふくしま森林再生事業 森林の持つ水源涵養等の公益的な役割と 山地災害の防止等の多面的機能を維持す るため、森林整備を推進する。</p>	町	
(4)地場産業 の振興 【流通販売 施設】	<p>・「人の駅・川の駅・道の駅」活用事業 地域振興施設として、町農産物・物産品の 販売、町の魅力を発信するためのイベント 等の開催により、中心市街地や町内観光地 へ誘客を図る。</p>	町	

(5)企業誘致	・企業誘致推進事業 近隣町村との協同により首都圏等で開催される企業立地フェアへ参加、新規進出企業への支援や新分野での起業・創業支援、新工業団地造成の推進	町	
	・企業経営・雇用支援事業 既存企業の規模拡大や新規雇用に対する支援を強化し、雇用拡大を図る	町	
(7)商業【その他】	・商工会運営支援事業 商工会への運営費補助	町	
	・中小企業支援事業 中小企業融資利子補給、信用保証料補助等の支援	町	
	・街なか賑わい創出事業 軽トラ市や馬食文化等のイベントを開催し、賑わい創出による中心市街地の活性化	町	
	・勤労者互助会事業 町内事業所における未組織労働者の福利厚生を図る	町	
(9)観光又はレクリエーション	・観光物産協会運営支援事業 観光物産協会運営補助	観光物産協会	
	・広域観光推進事業 近隣市町村との連携による広域観光ルートの確立及びPR	町	
	・温泉施設等管理委託事業 糸桜里の湯管理運営	町	
	・物産等販売促進事業 会津坂下町物産品の販売を通じた地域産業の振興	町	
	・只見線利活用促進事業 令和4年度予定の全線開通に向けた広域観光推進事業との連携による観光客の誘客	町	
	・都市公園整備事業 プール設備修繕、プール屋外カラー舗装、プール循環配管改修、野球場バックスクリーン改修、野球場電気設備外付け配管工事、鶴	町	

		沼緑地公園木橋(人道橋)改修、公園トイレ 水洗化		
--	--	-----------------------------	--	--

(4) 産業振興促進事項

産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
会津坂下町全域	製造業、旅館業、農林水産業、サー ビス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

○ 都市公園

老朽化が進んでいる施設の安全点検及び遊具等の劣化状況を確認し、診断・点検等を実施し計画的に修繕、更新を実施することにより長寿命化を図ります。

○ 農業系施設

日常点検の結果を踏まえ、適時適切な補修・更新等を行いながら長寿命化を図ります。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化の推進については、情報通信処理技術の飛躍的な進歩により社会生活や産業活動等のあらゆる場面に組み込まれており、本町でも国のGIGAスクール構想に基づき小中学校で「タブレット端末・デジタル教科書」が導入されるなど、教育の場面においても活用が図られているところです。

一方で、IT技術の急速な進行により、個人ごとにICTの知識や活用度に差が出る情報格差の問題や、過疎地域におけるブロードバンドデバイドの問題など、格差が生じてきています。

(2) その対策

生活の質の向上や仕事の効率化のため、町有施設内にテレワーク環境を整備し誰でも使用できる体制づくりを進めます。

情報セキュリティに配慮し、災害にも対応できるシステムを構築し、安定的な行政サービスを供給します。

また、個人のIT技術の習得度によって住民へ提供される行政サービスに格差を生じさせないように、様々な手法により住民に広く情報が行きわたるよう努め、地域の誰もが安心して恩恵を受けられるまちづくりを推進していきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域に おける情報 化	(1)電気通信 施設等情報化 のための施設 【その他の情 報化のための 施設】	・総合行政ネットワークシステム構築事業 LGWAN接続の維持・管理	町	
		・地域インターネット活用事業 町ホームページの運用、住民と行政の情報共有体制の構築	町	
		・地域イントラネット基盤整備事業 光ファイバ敷設により公共施設IT事業	町	
		・情報化施策推進体制整備事業 情報通信技術を活用し、すべての年代の町民が容易に行政情報にアクセスし、情報を共有できる環境を整備する	町	

		<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機整備事業 行政情報の電子化により、住民サービスを的確に更に迅速に遂行し、職員の事務の効率化や住民サービスの向上を図る。 	町	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地方税電子化事業 電子申告の普及拡大による情報化推進と行政サービスの向上のため、eL-TAX システムを利用し、事務の正確化・効率化・簡素化を図る。 	町	
(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 【情報化】		<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設予約システム導入事業 公共施設の予約システムを導入し、インターネット上で町民が予約情報を把握、使用申請を行えるように改善する。 	町	
		<ul style="list-style-type: none"> ・図書システム導入事業 図書室の図書を管理するシステムを導入し、利便性の向上を図る。 	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

会津坂下町公共施設等総合管理計画において、本項目では該当施設がありません。会津坂下町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、全庁的かつ長期的な視点に基づき整備します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町の道路状況については、町の中心を国道49号が横断し、主要地方道喜多方会津坂下線並びに会津坂下高田線が縦断しています。

道路網の整備については、町道は、国道もしくは県道、または公共施設、あるいは集落を相互に連絡する役割を果たしています。これらの道路は通院、通学など、日常使用する道路であり欠かす事ができません。同時に危機管理上や緊急医療、冬期間の維持管理についても考慮しながら町道を整備していく必要があります。

公共交通機関の確保については、自家用車の普及や人口の減少により、バス・鉄道ともに利用者が減少し、運行が困難な状況にあります。これまで、沿線市町村との連携により存続を図ってきましたが、利用者の減少は続き、事業者の経営状況も厳しくなってきました。鉄道については、本町への唯一の乗り入れ路線であるJR只見線が平成23年に発生した新潟・福島豪雨により甚大な被害を受け、現在でも一部区間がバスによる代行輸送となっており、令和4年度に全線再開通を予定しています。

高齢化が進行する本町にあつては、免許を返納する者が増加傾向であるため、公共交通機関の維持確保は重要な課題であり、今後も積極的な運行維持のための対策を講じていく必要があります。

町道の整備状況（令和2年4月1日現在）

（単位：m、%）

種別	路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
1級	10	31,296	29,137	93.1	29,570	94.5
2級	19	34,079	25,966	76.2	32,200	94.5
その他	720	289,475	142,853	49.3	207,196	71.6
計	749	354,850	197,956	55.8	268,966	75.8

(2) その対策

道路網の整備については、子どもや高齢者等の社会的弱者に優しい道路づくりを進めていきます。国道、主要地方道については、広域的な視点もあることから、会津総合開発協議会等による要望活動を展開し、早期の実現を目指していきます。また、産業の振興や日常生活の基盤を支える町道は、緊急に整備を要する幹線的な町道の改良、舗装、橋りょう整備などを積極的に促進するとともに、橋りょう定期点検を実施し、現況の損傷・劣化等を考慮した橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、財政負担の低減・平準化および道路交通の安全の確保を図ります。公共交通機関については、地域住民の日常生活に欠かすことのできない路線の維持・確保を図るため、事業者が運行する広域的・幹線的な路線について支援するとともに、積雪等による影響を考慮した道路の整備や除雪体制の充実を図り、消融雪施設、防雪柵等の施設整備を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 交通施設の整備、 交通手段の 確保	(1)市町村 道 【道路】 【橋りょう】	・町道改良整備事業 町道の施設修繕・交通安全施設修繕	町	
		・宇内沼越線整備事業(丈助橋) 老朽化した橋りょう(L=65.1m)の架け替え	町	
		・橋りょう整備事業 定期的な点検、及び橋りょう長寿命化計画に基づく修繕、架け替えの実施	町	
	(6)自動車 等 【雪上車】	・除雪機械整備事業 町有の除雪車を更新し除雪作業の処理能力の向上を図る	町	
	(9)過疎地 域持続的発 展特別事業	・生活路線バス維持対策事業 教育施設適正配置に伴う通学経路の確保と生活路線バスの存続を図る	町	
	(10)その 他	・除雪対策事業 交通手段の確保のため降雪時の除雪及び防雪柵の設置を行う	町	
		・只見線利活用促進事業 令和4年度予定の全線開通に向けた広域観光推進事業との連携による観光客の誘客、会津坂下駅トイレの改修工事	町	
		・生活交通路線安全対策事業 バス路線の安全を確保するため、行政区が設置する待合所に対して助成	町	
		・河川改修整備事業 河川維持及び堆積土砂撤去	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○町道・橋りょう

橋りょうは個別計画に基づき点検を行います。

舗装、照明柱等は経年的な劣化に基づく適切な更新年次を設定し、計画的な更新を進めます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

生活環境の整備は、地域の担い手となる若年者の定住を促進するとともに、都市住民との交流、移住定住・二地域居住の促進、雇用の場の確保を図っていくためにも重要な要素になっています。

水道施設については、老朽化した配水施設、とりわけ老朽管からの漏水が多く有収率向上を阻害しています。

イ 汚水処理施設

汚水処理施設については、都市部との格差が依然として生じており、人口の規模や生活環境への影響、自然環境や公共用水域への影響を勘案する必要があります。

また、下水道、農業集落排水等集合処理計画区域以外の区域にあつては、合併処理浄化槽の整備が待たれます。

公共下水道水洗化状況

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
供用開始区域内人口（人）	3,749	3,775	3,814	3,833
水洗化人口（人）	2,694	2,802	2,872	2,879
水洗化率（%）	71.8	74.2	75.3	75.1

年 度	平成30年度	令和元年度
供用開始区域内人口（人）	3,822	3,967
水洗化人口（人）	2,950	2,962
水洗化率（%）	77.2	74.6

ウ 廃棄物処理施設

ごみ処理体制は、毎週定期的に収集し、会津地方広域市町村圏整備組合の環境センターにおいて焼却・破砕・埋め立て処分をしています。しかし、年々ごみが増加する傾向にあり、最終処分場の建設とごみの減量化対策が課題となっています。

エ 消防・救急施設

消防施設については、老朽化も進んでいることから、施設の修繕・撤去を年次計画で実施し、安全の確保を行っていく必要があります。また、消火栓については住宅地域の拡大に対応する必要があり、消防車庫・屯所についても、集落の集会所を併用しているところや、消防団員の待機所として確保されていないところもあります。また、消防ポンプも耐用年数を経過し更新の時期を迎えているものがあり、広域的な消防防災体制及び救急搬送体制の充実強化並びに救急搬送における地域間格

差の縮小を図っていく必要があります。

消防施設の整備状況

(令和3年3月31日現在)

消防屯所	53ヶ所	消防車庫	63ヶ所	消火栓	323基
防火水槽	122ヶ所	消防ポンプ自動車	7台	積載車	15台
小型動力ポンプ	54台				

オ 住環境

住環境については、少子高齢化、生産年齢人口の減少に伴い、空き家が増加しており、景観上の問題や倒壊のおそれのある危険空き家が問題となっており、対策が必要となっています。

公営住宅については、平成22年度に完成した中岩田南団地8号棟の建設をもって整備を終了しました。今後は、現在ある公営住宅の補修工事等を継続的に行っていく必要があります。また、老朽化し新規入居を停止している町営住宅については、処分及び今後の跡地の利活用について検討する必要があります。

公営住宅の整備状況

(令和3年3月31日現在)

団地名	構造	年 度	管理戸数
台ノ下団地	簡平	昭和40～43	100
古町川尻団地	中耐	昭和51～57	144
中岩田団地	木二、簡二、中耐	昭和45～48、平成12～14	36
中村団地	簡平	昭和44、48、50	16
新中村団地	木二	昭和62	2
新中岩田団地	木二、中耐	昭和58～61	54
中岩田南団地	木二、中耐	平成12～22	50
合 計			402

(2) その対策

ア 水道施設

生活環境の整備については、生活の基本である生活環境の整備を促進し、都市部の水準に近い快適な生活を実現していきます。

上水道については、管路DB整備事業として上下水道同時施工による老朽管更新（重要給水施設配水管整備）に着手し、有収率の向上並びに、より安定した水道水の供給、かつ災害に強い水道を構築します。

イ 汚水処理施設

汚水処理施設については、市街地における生活環境の保全と公衆衛生の向上、生活様式の変化に対応するため、土地区画整理事業との整合性を図りながら公共下水道施設を一体的に整備していきます。また、管路DB整備事業として上下水道同時

施工による下水道整備に着手し、コスト削減を図ると共に汚水処理普及率の向上を加速させます。

ウ 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、ごみ減量化の推進のために、積極的にリサイクル（再生利用）運動を展開し住民の意識の高揚を図り、食育と連携し、廃棄物の再資源化、自家処理の推進を図っていきます。また、今後、最終処分場の整備を広域的に進めます。

エ 消防・救急施設

消防施設については、住宅地の拡張に併せて消火栓の新設を図っていきます。また、消防車庫・屯所は、消防活動の拠点となる施設であるため、年次計画により老朽化した箇所から整備を進めるとともに、老朽化した火の見櫓の撤去とホース乾燥塔の新設、耐用年数を経過した消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ等についても、年次計画により整備を進め消防力の充実強化を図っていきます。

オ 住環境

空き家については、行政区などを通じた危険空き家の把握に努め、空き家管理条例に基づいた所有者への働きかけ、啓蒙啓発活動、取り壊しなどを行うことにより周囲の住環境の悪化を未然に防止します。

また、公営住宅について、老朽化した住宅の除却を進め、跡地を民間へ売却することなどにより土地利用の推進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5. 生活環 境の整備	(1)水道施設 【上水道】	・上水道施設整備事業 他事業関連及び管網整備のための配水管 管布設工事	町	
	(2)下水処理 施設 【公共下水 道】	・公共下水道整備事業 坂下西・東・中央処理区整備	町	
		・公共下水道維持管理事業 坂下西・東・中央処理区維持管理	町	

【農業集落排水施設】	・農業集落排水施設維持管理事業 窪倉・合川・八日沢・長井・津尻処理区維持管理(津尻処理区については喜多方市が事業主体)	町	
【その他】	・合併処理浄化槽設置整備事業 合併浄化槽設置者への補助	町	
	・用排水路整備事業 環境衛生上必要な水路の整備	町・改良区	
(3) 廃棄物処理施設 【ごみ処理施設】	・廃棄物処理収集事業 可燃・不燃・資源ごみ、汚泥、犬猫死体処理等業務委託	町	
(4) 火葬場	・会津西部斎苑運営事業 斎苑の施設維持管理及び施設設備工事	町	
(5) 消防施設	・消防施設整備事業 消防団装備・施設の充実強化、消火栓・ホース乾燥塔・老朽化した火の見櫓・防火水槽の撤去	町	
	・消防団・自主防災組織育成事業 自主防災組織の育成強化及び住民の防災意識の高揚を図る	町	
	・広域市町村圏整備組合負担金事業 広域連携事業に係る負担金	町	
(6) 公営住宅	・町営住宅改修事業 町営住宅改修・修繕(屋根・給水施設・外壁工事)等	町	
	・町営住宅分譲事業 若者を対象とした定住者を募り、土地分譲により若者の人口増を図る	町	
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 【環境】	・環境美化推進事業 不法投棄監視パトロール、カラス対策による住環境の美化	町	
【防災・防犯】	・空き家対策事業 空き家の適正管理による住環境の悪化を防止	町	

	(8)その他	・農村無給水地区整備事業 浄水器・フィルター・ポーリング補助	町	
		・坂下東第一土地区画整理事業 優良な住宅用地の創出と住環境の整備	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○ 上水道施設

定期的な点検、漏水調査の実施により破損箇所や劣化状況を把握し、予防保全を前提とした計画的な修繕・更新を実施し、長寿命化に取り組みます。

○ 下水道施設

施設機能を長期的に維持できるよう、定期的な点検・調査の実施により破損状況や劣化状況を把握し、予防保全を前提とした計画的な修繕・更新を実施し、長寿命化に取り組みます。

○ 消防施設

日常点検を基本として状況に応じた補修等を実施します。また、屯所の更新については、計画的な更新を進めます。

○ 公営住宅

効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的な修繕を実施し長寿命化を図ります。また、老朽化により廃止が決定している公営住宅については、計画的な撤去を進めます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童・障がい者福祉

少子化の進行や地域活動の減少による地域とのつながりの希薄化などにより、子どもの交流の機会の減少による子どもの健やかな成長への影響が懸念されており、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することが重要です。

児童については、要保育児童の動向と適正な定員規模に配慮しながら、保育所等の環境整備・運営強化を行い、延長保育等の保育サービスの充実や子育て親子の交流等を行う子育てふれあい交流センターの運営等、多様化するニーズに応じた子育て支援策を推進していく必要があります。

また、高齢化に伴い新たに生まれる子供の数も減少傾向にあることから、合計特殊出生率及び出生数を向上させるための取り組みが必要です。

障がい者福祉については、障害者手帳所持者の数は減少傾向にあります。訪問系、日中活動系、居住系などの福祉サービスの利用者数は年々増加しており、需要が高まっています。また、重度化・高齢化に伴い、「親亡き後」の要支援者への支援体制の整備が課題となっており、地域の実情に応じたサービス提供の仕組みづくりが求められています。

保育所の在在者数 (令和2年4月1日現在)

年 齢	0 歳	1 歳	2 歳	合計
在 所 者 数	2 1	4 9	4 2	1 1 2
学 級 数	3	4	3	1 0
待 機 者 数	0	0	0	0

小規模保育施設の在在者数 (令和2年4月1日現在)

	0 歳	1 歳	2 歳	合計
えくぼ遊育園	4	5	4	1 3
もみの木保育園	3	3	1 1	1 7
ばんびはうす	0	9	9	1 8
計	7	1 7	2 4	4 8

イ 高齢者福祉

町の人口は減少している一方で高齢者数は増加しており、高齢化率は年々増加しています。今後、高齢者単独世帯や高齢者のみの世帯の増加、介護が必要となる高齢者の増加、認知症の人数の増加が見込まれるなど、介護サービスの需要はさらに増加する傾向が見込まれることから、介護予防を進めるとともに、高齢者介護を支える体制づくりが重要です。

(2) その対策

ア 児童・障がい者福祉

児童については、地域における要保育児童の動向と適正な定員規模に配慮しながら、保育所の運営及び施設整備を促進します。また、延長保育、特定保育等の保育サービスの充実や子育て親子の交流等を行う地域子育て支援拠点施設の運営等、多様なニーズに対応した包括的な子育て支援策を推進し、地域と一体となり子どもが心身ともに健やかに育つまちづくりを進めます。また、出生率を向上させるための取り組みとして、不妊治療を行う夫婦への助成を行います。

障がい者については、地域で自立した生活を送れる条件を整備するため、そのニーズに充分配慮しながら各種福祉サービスの充実を進めます。また、「親亡き後」に対応するため、居宅支援を地域の実情に応じて整備し、生活を地域全体で支えるためのサービス提供体制の構築を目指します。

イ 高齢者福祉

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等であってもさらなる悪化を防止し、地域において自立した生活を送ることができるよう介護予防を推進します。また、心身共に健康で安全な生活を送るため、高齢者が有する豊富な経験・知識・技術をいかした地域特産品の生産や伝統技術の伝承や就労の機会の確保を図り、誰もが生きがいを持ち、多様な社会参加活動、学習活動、スポーツレクリエーションなどを行うことができる環境づくりを進め、健康寿命の延伸を図ります。さらに、介護サービスをはじめとする様々な支援を切れ目なく提供していくため、地域包括ケアシステムの中核施設である地域包括支援センターの運営を行っていきます。

加えて、高齢者サロン事業を展開することで、高齢者の集いの場を創出し、各種活動により楽しみや生きがいを見出していただくことにより、介護予防や認知症予防を図ります。

今後迎える更なる高齢化社会のため、地域住民や高齢者同士が支え合い、高齢者の生きがいのあるまちづくりを目指します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 子育て 環境の確保 、高齢者等 の保健及び 福祉の向上	(8) 過疎地 域持続的発 展特別事業 【児童福祉】	・私立保育所等施設型給付事業 民間施設や町外施設へ入所(園)した場合、 施設型給付費(教育・保育に係る経費)を町 から施設へ支出	町	

及び増進	【高齢者・障害者福祉】	・ひとり親家庭医療費助成事業 18歳までの子どもを監護しているひとり親に医療費の一部を助成	町	
		・乳幼児・児童医療費助成事業 18歳までの医療費を全額補助し子育ての負担軽減を図る	町	
		・ファミリーサポート事業 子育て支援が必要な家庭への保育所・幼稚園・小学校への送迎や一時預かりなど、地域による相互援助	町	
		・放課後児童健全育成事業 保護者が仕事等により昼間いない小学1年から3年生の児童の放課後及び長期休み中の子どもの預かり	町	
		・幼稚園通園事業 幼稚園通園バス及びタクシーの運行	町	
		・一人暮らし高齢者生活支援事業 ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者世帯へ安否確認を兼ねた臨戸訪問によるごみ回収	町	
		・介護予防・生活支援サービス事業 高齢者の住まい、医療、介護予防、生活支援の切れ目ない提供	町	
		・介護予防・地域での支え合い事業 介護保険制度の要支援及び非該当高齢者に対する独自の福祉サービス、介護予防事業	町	
		・地域生活支援事業 障がい者の安心・充実した地域生活を支援するため、日常生活用具給付等のサービス提供	町	
		・包括的支援事業・任意事業 高齢者世帯及び認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、地域包括ケアシステムの構築を図る	町	

		・シルバー人材センター活用事業 高齢者に働く機会を提供し、健康増進と生活の充実を図る	町	
		・地域生活支援拠点の整備 6町村(会津坂下町、会津美里町、柳津町、三島町、金山町、昭和村)による会津西部地域支援拠点のサービス提供体制整備	町	
	(9)その他	・子育てふれあい交流センター事業 地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感に対応するため、子育て親子の交流の場や子育て情報等を提供する地域子育て支援拠点事業を実施	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○子育てふれあい交流センター

点検の適切な実施により施設の状況に応じた補修等を行い、利用者の安全を確保するための対応を進めます。

また、予防保全の考え方により計画的な修繕を実施し長寿命化を図り、安心・安全な子育て環境の整備を図ります。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

医療については、急速な社会構造の変化とともに、高齢化社会を迎え疾病構造にも様々な変化がみられます。死亡原因については悪性新生物・心疾患・脳血管疾患の三大生活習慣病が上位を占めており、心疾患、脳血管疾患が県・国と比較して高い状況にあります。また、メタボリックシンドロームの人の割合についても高く、運動習慣の無い人の割合も高くなっています。予防対策として様々な健康に関する相談・教育事業を実施するとともに、特定健康診査・がん検診等疾病の早期発見のための集団検診、様々な予防接種による疾病予防や、健康づくり事業を行っており、今後も継続して取り組んでいく必要があります。世界的な広がりを見せている新型コロナウイルスへの対策としても、基礎疾患のある者は重症化しやすい傾向にあるため、潜在的な重症患者を減少させる意味でも予防対策は重要と言えます。

また、本町には、16の医療機関があり、診療体制は整備されているものの、未だ、産婦人科等の専門医療機関の不足がみられるため、住民がいつでも安心して医療サービスが受けられるよう総合的かつ体系的な医療体制を確立していく必要があります。

(2) その対策

国保データベースの活用や健康管理センターを拠点とした、健康相談・健康教育事業・集団検診・予防接種等の疾病予防と、様々な健康づくりに取り組んでいきます。

また、医療の確保については、医師の高齢化等による退職時の後任確保など新たな課題も生じており、地域に勤務する医師の絶対数が少ない状況下で、安定した医療の提供を図るため広域的な医療体制の構築を推進します。また、小児科、産科、眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科目については、広域的な見地から隣接市町村との連携を図りながら受診機会の確保に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 医療の 確保	(1) 診療施設 【病院】	・坂下厚生総合病院整備事業 坂下厚生総合病院の新築移転費用の負担	町	
	(3) 過疎地 域持続的発 展特別事業	・健康づくり啓発事業 地区・集落で開催されるサロン活動において健康づくりに関する啓発活動を実施し、健	町	

	康意識の向上を図る		
	・医療機関、救急医療の充実事業 休日救急医療充実のため両沼郡医師会への負担金支払	町	
	・健康診査事業 健康づくり事業を啓発し推進する体制の整備	町	
	・妊婦・乳幼児健康診査事業 妊婦及び乳幼児の健康診査の無料化を継続し、安心して子どもを産み育てられる環境整備	町	
	・予防接種事業 予防接種に対する助成	町	
	・乳幼児・児童医療費助成事業 高校3年生まで医療費の無料化の実施	町	
	・ひとり親家庭医療費助成事業 18歳までの子どもを監護しているひとり親等に対し、医療費の一部を助成する	町	
	・健康増進事業 たばこ対策や健康ポイント事業により健康に対する意識を啓発する	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

会津坂下町公共施設等総合管理計画において、本項目では該当がありません。

会津坂下町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、全庁的かつ長期的な視点に基づき整備します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

人口の減少や少子化の傾向により、児童・生徒が減少してきています。このような状況の中、一人ひとりの児童生徒の個性や能力に応じた意欲的で主体的に学習できる児童・生徒の育成や地域との関わりを重視した教育諸条件の整備・改善が求められています。

幼児教育及び学校教育については、児童生徒数の減少に伴う教育施設適正配置の実施により、中学校1校、小学校2校、幼稚園2園に統合されました。路線バスの運行形態の見直しや幼稚園送迎バスの運行により、通学通園手段は確保されていますが、路線バスの維持やスクールバス等を購入する必要性も生じてきています。

イ 生涯学習

ライフステージに応じた多様な生涯学習に関するニーズに応えられるよう、生涯学習の情報ネットワークや学習環境・利便性の向上を図っていくことが重要になっています。生涯学習の中核施設として中央公民館があり、7地区全てにコミュニティセンターが設置され、生涯学習を推進する体制が構築されています。現在では、各サークルにおいて高齢化や会員の固定化が進んでおり、新たな参加者を涵養するための仕組みづくりなどが必要です。

しかし、広く町民に利用されてきた町民体育館が取り壊しとなり、コミュニティセンターなどの町有施設についても老朽化がみられるため施設の改修が必要になってきています。

幼稚園幼児・小学校児童・中学校生徒・学級数 (令和2年4月1日現在)

教育施設	幼児児童生徒数	学級数(普通)	学級数(特支)
坂下東幼稚園	119	6	0
坂下南幼稚園	194	9	0
幼稚園 計	313	15	0
坂下東小学校	293	12	2
坂下南小学校	385	14	3
小学校 計	678	26	5
坂下中学校	382	12	2
中学校 計	382	12	2

(2) その対策

ア 学校教育

教育の振興については、教育水準の維持向上が図れるよう、校舎、屋内体育館、プール等のもとより、情報機器の整備など、教育環境の整備を促進するとともに、

インターネットによる学校間の連携を図るための学習環境の整備とその活用等により、児童生徒の学習意欲と学力の向上に努めます。また、地域との深い関わりを重視しながら、地域の人々の幅広い知見を子どもたちへ伝承させ、恵まれた自然環境などの特性をいかした教育活動の充実を図るため、コミュニティスクールの導入により、地域に密着した教育の充実に努めます。

幼児教育及び学校教育については、地域に根ざした、開かれた学校を目指し、社会教育の場としても活用できるよう、幼稚園及び小中学校校舎の改築、体育館、武道館、プールの改修等を計画的に進めていきます。また、学校給食センターについては、調理・搬送作業を民間企業に委託していきます。児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じた教育を推進するため、特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校教育アドバイザー、英語指導助手等を配置するとともに、ICT教育の推進と、情報機器の整備を進めます。

イ 生涯学習

生涯学習については、中央公民館をはじめ、各地区コミュニティセンターは、生涯学習の拠点施設として町民の学習要求にあった情報の提供をするため、生涯学習情報提供システムの整備を進めていくとともに、社会教育指導主事を配置していきます。また、コロナ禍において、テレワークの推進が図られているため、老朽化していた若宮コミュニティセンターを、テレワークセンターの機能をもった施設へと新設します。さらに、生涯学習を実施する多様な機関と連携・協力することにより、学習環境の整備や学習情報の提供により人材発掘・育成の充実に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 【校舎】	・教育施設整備事業(小学校) 小学校施設の計画的な修繕を行い、教育環境の長寿命化と維持向上を図る。	町	
		・教育施設整備事業(中学校) 中学校施設の計画的な修繕を行い、教育環境の長寿命化と維持向上を図る。	町	
	【給食施設】	・学校給食センター運営事業 学校給食センターの運営委託と施設修繕。	町	

【その他】	・小中学校情報教育機器導入事業 小中学校における学習の質の向上を図るためICT環境を整備し、ICT支援員を配置することにより学習のサポートをする。	町	
(2) 幼稚園	・教育施設整備事業(幼稚園) 幼稚園施設の計画的な修繕を行い、教育環境の長寿命化と維持向上を図る。	町	
(3) 集会施設、 体育施設等	・中央公民館整備事業 中央公民館修繕工事の実施。	町	
【公民館】	・公民館運営事業 中央公民館における地域に根ざした活動の実施。	町	
	・放課後子ども教室推進事業 放課後子ども教室を開設し、子ども達の居場所づくりを進める。	町	
【集会施設】	・集会所建設費等補助事業 地域住民が利用するための集会所を設置し、地域コミュニティの活性化を図る。	町	
【その他】	・教育相談機能充実事業 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置。	町	
	・学力向上推進事業 教職員の指導助言とともに児童生徒の学力向上のため学校教育アドバイザーを配置する。	町	
	・特別支援教育支援員配置事業 児童生徒の個々の学習や学校生活を支援するため特別支援員を小学校各2名、中学校1名で計5名の配置。	町	
	・五浪美術記念館活用事業 芸術作品等の発表の場の創出により、地域芸術活動の振興を図る。	町	
	・国際理解・文化交流事業 英語指導助手を派遣し児童生徒の国際理解を図る。	町	
(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業	・通学安全対策事業 学校まで遠距離の児童生徒について、バスの定期券を補助する。また、通学路などの	町	

	危険箇所の点検により安全対策を行う。		
	・コミュニティスクール事業 地域とともにある学校づくりを推進するため、学校と地域が連携し学校運営に取り組み教育活動の充実を図る。	町	
	・幼稚園通園事業 教育施設適正配置に伴い、通園手段確保のため送迎バス・タクシーを運行。	町	
	・生涯学習推進事業 生涯学習を推進し、誰もがどこでも学べる学習体制を目指す。 人材発掘・育成等を実施し生涯学習社会の実現を目指す。	町	
	・スポーツ振興事業 生涯スポーツの振興・普及により町民の健康増進を図る。	町	
	・総合型地域スポーツクラブ支援事業 市町村対抗型スポーツイベントに係る支援を委託。	町	
	・本に親しむ町民をつくる事業 司書の配置や蔵書の一元管理を図り、町民が本に親しむ環境を作る。	町	
	・地域コミュニティセンター整備事業 地域住民の交流及び地域づくりの拠点施設整備や施設修繕。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○幼稚園・小学校・中学校

点検の適切な実施により施設の状況に応じた補修等を行い、児童・生徒の安全を確保するための対応を進めます。また、予防保全の考え方により計画的な修繕を実施し長寿命化を図り、安心・安全な教育環境の整備を図ります。

○ 学校給食センター

施設の劣化状況を把握し、計画的に修繕、更新を実施する事により長寿命化を図ります。

○ 中央公民館・地区コミュニティセンター

施設の劣化状況を把握し、計画的に修繕、更新を実施する事により長寿命化を図ります。

○ 地区集会所等

行政区等の集会所は行政区で管理運営を行うことが原則であるため、行政区による定期的な点検・修繕等を行い、長寿命化を図ります。

○ スポーツ施設

施設の劣化状況を把握するための診断・点検等を実施し、計画的に修繕、更新を実施することにより長寿命化を図ります。

○ 中央公民館図書室

定期的な点検の実施により施設の劣化を早期に発見し、適切な対応を進めます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、82集落（行政区）から成り立っていますが、その一部は山間部に点在しています。集落は、一定の地理的、社会的条件のもとに形成され、独自の風習や習慣などによって維持されてきました。このため、集落の整備にあたっては、それぞれの集落が持つ歴史的な経過と現在の社会生活圏の実態、交通網や公共施設の整備状況に配慮しながら整備を進めていく必要があります。

また、人口減少と高齢化が進んだ集落においては、その機能の低下が大きな課題であり、担い手不足から集落自らの取組みだけでは集落機能の維持・活性化が困難なところもあります。

(2) その対策

高齢化の進行、人口流出等により集落の基礎的条件が著しく低下した集落、地理的条件から交通条件が極度に悪く医療、教育など基礎的な公共サービスの提供が困難な集落、あるいは急傾斜地等の危険地域にある集落については、地域からの要望がある場合については、その意見を尊重しながら過疎地域集落再整備事業を活用し移転対策を進めます。

行政区ごとの人口、世帯数、高齢化率				(R3.1.1現在 住民基本台帳人口による)			
行政区名	人口	世帯数	高齢化率	行政区名	人口	世帯数	高齢化率
古坂下	1,148	429	26.74%	青木	309	109	41.10%
上町	164	76	32.93%	青津	245	84	44.08%
桜木町	648	248	26.23%	沼越	158	53	41.77%
緑町	538	274	40.71%	立川	184	62	44.02%
本町	107	50	38.32%	五香	244	70	36.89%
橋本	196	87	44.90%	御池田	227	71	42.29%
仲町	100	42	52.00%	三谷	126	41	37.30%
小原	81	39	49.38%	中政所	197	69	42.64%
新栄町	534	232	24.16%	和泉川原	48	19	35.42%
茶屋町	593	304	29.01%	下政所	75	22	48.00%
柳町	481	208	34.30%	西青津	57	14	43.86%
諏訪町	225	108	44.89%	広瀬地区計	1,870	614	41.55%
鉄砲町	369	132	21.68%				
新町	1,252	518	27.40%	行政区名	人口	世帯数	高齢化率
新富町	556	223	24.64%	八日沢	173	59	37.57%
坂下地区計	6,992	2,970	30.01%	見明	128	40	32.81%
				大上	143	52	41.96%
行政区名	人口	世帯数	高齢化率	宇内	219	74	47.03%
牛沢	404	143	41.34%	津尻	80	29	45.00%
蛭川	61	27	50.82%	長井	181	66	40.88%
勝方	246	83	41.46%	袋原	59	20	37.29%
大村	87	37	49.43%	川西地区計	983	340	40.90%
樋渡	143	47	41.96%				
水島	48	14	41.67%	行政区名	人口	世帯数	高齢化率
大江	143	46	32.87%	塔寺	488	220	47.95%
沖	69	21	40.58%	塔寺二区	51	23	35.29%
羽林	165	42	24.85%	気多宮	118	50	47.46%
矢ノ目	104	34	39.42%	新館	189	58	42.86%
上金沢	70	17	37.14%	杉	111	44	47.75%
金沢	137	41	37.96%	船窪	69	18	33.33%
上新田	45	11	31.11%	大沢	78	24	37.18%
中新田	15	5	40.00%	和泉	78	21	33.33%
中村	173	69	39.31%	朝立	91	30	39.56%
原	165	68	37.58%	平井	68	26	51.47%
若宮地区計	2,075	705	38.94%	八幡地区計	1,341	514	44.07%
行政区名	人口	世帯数	高齢化率	行政区名	人口	世帯数	高齢化率
福原	221	65	39.82%	窪倉	67	23	41.79%
金上	261	84	37.93%	窪	56	22	55.36%
樋口分	16	8	50.00%	舟渡	149	53	38.93%
太田谷地	42	14	26.19%	片門	138	56	54.35%
村田	257	93	38.52%	洲走	37	9	43.24%
村田新田	24	12	50.00%	赤城新田	1	1	100.00%
履形	35	10	40.00%	天屋	79	25	41.77%
海老沢	47	16	57.45%	本名	78	27	52.56%
細工名	72	24	44.44%	杉山	94	34	37.23%
束原	151	50	37.09%	高寺地区計	699	250	45.49%
新村	30	11	40.00%				
新開津	124	43	43.55%				
中開津	78	26	43.59%				
上開津	118	38	44.92%				
金上地区計	1,476	494	40.58%				
				町合計	人口	世帯数	高齢化率
					15,436	5,887	36.23%

1.1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域の自立を図っていくためには、その地域で生活している住民が、地域に対して誇りや愛着を持って暮らせることが重要です。

本町には、地域特有の伝統文化、生活文化、歴史、芸能等が数多く残されており、町民がこれらを再認識し、その保存、伝承を図っていくことは、町民の地域への「誇り」や「郷土愛」につながるものであることから、伝統文化、生活文化、歴史、芸能など地域における文化の振興を図るとともに、地域文化等の地域資源をいかした個性豊かで魅力的な地域づくりが求められています。

地域文化の振興については、地域特有の伝統文化、生活文化、歴史、芸能等について豊富な知識と経験を持つ高齢者等から次世代に継承される中で育まれますが、後継者の育成が課題となっています。また、地域住民が芸術文化に身近なところで触れ親しめるよう、五浪美術記念館等を活用し美術鑑賞などの機会の充実が求められています。さらに、地域の豊かな自然や美しい景観、伝統的な行事や祭りなどの資源をいかした文化振興によって、人と人とのきずなを強め、心と心が通い合う地域づくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

地域文化の振興については、地域文化の継承及び発展が重要なことから、地域に愛着のある後継者を育成してその継承に努めるとともに、時代の変化に対応した新しい形で発展させる仕組みを講じながら町史等の編さんにつなげていきます。また、地域における文化活動の促進と発表機会の拡充を図るため、文化施設の機能充実に努めます。

地域資源をいかした地域づくりとしては、本町には国・県・町指定史跡並びにそれに準じる重要遺跡が多数存在しています。これは、日本の文化、歴史を物語るうえでも重要であり、これを公有化し、整備活用することで学習の場を設け文化的生活の向上に資するようになります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 【その他】	・文化財調査・活用事業 高寺山遺跡や「高寺伝承」にゆかりのある社寺、仏像の調査・情報発信 町内寺院等に所在する仏像等を悉皆調査し、近年全国的に多発する盗難対策に資するとともに、保存・活用を図る。	町	

		事業期間:令和2年度から令和5年度		
		・指定文化財保存調査事業 文化財調査・鑑定の実施、遺跡パトロール、 指定文化財の管理・計画的な修繕	町	
		・埋蔵文化財センター活用事業 広瀬コミュニティーセンター(旧広瀬小)の2 階を埋蔵文化財センターとし、文化財の整理 ・展示等を行い、文化財を保存・継承	町	
		・遺跡発掘調査事業 町内に存在する古墳・遺跡等の発掘調査(国・ 県委託調査含む)	町	
		・歴史の道維持・管理事業 旧越後街道東松峠について、地元住民との 連携を図りながら、維持管理、東松峠周辺 の植物保護を実施する。	町	
		・陣ヶ峯城跡・亀ヶ森古墳等保存整備事業 史跡亀ヶ森・鎮守森古墳を史跡公園とする ため、地域住民と連携しながら整備を進める 。また、史跡陣ヶ峯城跡について保存管理 計画を作成し、整備を進める。	町	
		・建造物保存修理事業 国指定重要文化財旧五十嵐家住宅の屋根 の劣化が著しいため、全面葺き替えをはじめ とした建造物の保存修理を図る。 事業期間:令和3年度から令和4年度	町	
		・指定文化財保存活用事業補助金 福島県指定重要文化財木造二十八部衆立 像の修復に係る補助金 事業期間:令和2年度から令和7年度	町	
		・文化財保存事業費補助金 国指定重要文化財恵隆寺観音堂の差し茅、 雪下ろし、除雪に係る補助金	町	
	(3)その他	・町史編さん事業 町史編さんの基礎資料として町内資料調査 の実施及び計画に基づく通史編 I 発行準備	町	
		・五浪美術記念館活用事業 美術館の管理運営・整備並びに郷土芸術家	町	

		等による企画展の開催		
--	--	------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

○埋蔵文化財センター

町文化財の整理・展示等を行い、文化財を保存・継承するための施設として今後も必要となります。そのため、会津坂下町公共施設等総合管理計画に沿って、定期的な点検、改修による長寿命化に取り組みます。

○五浪美術記念館

郷土芸術家の作品を保存・展示することが町の文化振興に必要であります。そのため、会津坂下町公共施設等総合管理計画に沿って、定期的な点検、改修による長寿命化に取り組みます。

1.2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

本町の森林から産出される木材は建材や貴重なエネルギー資源としてその活用が期待されるほか、太陽光、木質バイオマスなど、多様な自然環境を活用した再生可能なエネルギーの活用が期待されています。

このため、それぞれ地域特性に応じた自然エネルギーを利用するための施設等の整備や多様な主体との連携などにより、環境負荷の軽減を図り、恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、環境と経済の好循環により活力ある地域社会を築いていく必要があります。

(2) その対策

本町の地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用を図るため、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」に基づき、太陽光発電、木質バイオマス熱利用等を目的とした施設等の整備を進めます。また、事業者、高等教育機関、NPO等民間団体、行政など多様な主体の連携により、再生可能エネルギーの啓発や普及拡大を図ります。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町の人口は出生数の低下や町外への流出により減少し続けており、特に若者世代の減少が顕著となっているため、将来にわたり持続可能な町にしていくことが課題となっています。そのため、町の基幹産業である農業をはじめ、様々な分野で担い手となる若者世代の流入の増加と町外への流出を防ぐための対策を講ずることが最も重要になっています。さらに、核家族化の進行、生活意識や生活様式の多様化などにより、地域社会への住民の帰属意識や連帯感が希薄化している中、地震等による災害からの教訓や少子・高齢化社会の進行、青少年の健全育成の課題などを通して、改めて地域コミュニティの重要性・あり方が問われています。

(2) その対策

誰もが住みよい地域社会を創るためには、人と人が信頼し合い、助け合う連帯意識が大切です。人への想い、地域への想いを醸成し、地域の課題解決に向けての取組につなげることにより、活力があり、安心・安全で誇りの持てる地域コミュニティの再構築を図ります。

さらには、定住を促し人口を増加させるための積極的な対策を講じます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12. その他 地域の持続 的発展に関し 必要な事項		・地域づくり推進事業 地域コミュニティを活性化させ住民が主体的 に活動する仕組みづくりを構築するため、各 地区の地域づくり協議会の運営補助	町	
		・定住支援事業 住宅取得補助及び、空き家改修支援	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

会津坂下町公共施設等総合管理計画において、本項目では該当施設がありません。会津坂下町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は、全庁的かつ長期的な視点に基づき整備します。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定 住・地域間 交流の促進 、人材育成	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業	広域観光推進事業 ・極上の会津プロジェクト協議会等の各協 議会や「道の駅あいづ 湯川会津坂下」で のイベント、まちなかハイキング等を通じ 町の魅力を発信する	町	地域の持 続的発展 に資する もので、 効果は一 過ではな く将来に 及ぶ事業 である
		3. 地域に おける情報 化	(2)過疎地域 持続的発展 特別事業 【情報化】	
4. 交通 施 設の整備、 交通手段の 確保	(9)過疎地域 持続的発展 特別事業	・公共施設予約システム導入事業 公共施設の予約システムを導入し、インタ ーネット上で町民が予約情報を把握、使 用申請を行えるように改善する。	町	
		・図書システム導入事業 図書室の図書を管理するシステムを導入 し、利便性の向上を図る。	町	
5. 生活 環 境の整備	(7)過疎地域 持続的発展 特別事業 【環境】	・環境美化推進事業 不法投棄監視パトロール、カラス対策によ る住環境の美化	町	
	【防災・防犯】	・空き家対策事業 空き家の適正管理による住環境の悪化を 防止	町	
6. 子育て 環境の確保 、高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(8)過疎地域 持続的発展 特別事業 児童福祉	・私立保育所等施設型給付事業 民間施設や町外施設へ入所(園)した場合 、施設型給付費(教育・保育に係る経費) を町から施設へ支出	町	
		・ひとり親家庭医療費助成事業 18歳までの子どもを監護しているひとり親 に医療費の一部を助成	町	

	・乳幼児・児童医療費助成事業 18歳までの医療費を全額補助し子育ての負担軽減を図る	町
	・ファミリーサポート事業 子育て支援が必要な家庭への保育所・幼稚園・小学校への送迎や一時預かりなど、地域による相互援助	町
	・放課後児童健全育成事業 放課後及び長期休み中の子どもの預かり	町
	・幼稚園通園事業 幼稚園通園バス及びタクシーの運行	町
	・一人暮らし高齢者生活支援事業 ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者世帯へ安否確認を兼ねた臨戸訪問によるごみ回収	町
	・介護予防・生活支援サービス事業 高齢者の住まい、医療、介護予防、生活支援の切れ目ない提供	町
	・介護予防・地域での支え合い事業 介護保険制度の要支援及び非該当高齢者に対する独自の福祉サービス、介護予防事業	町
	・地域生活支援事業 障がい者の安心・充実した地域生活を支援するため、日常生活用具給付等のサービス提供	町
	・包括的支援事業・任意事業 高齢者世帯及び認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、地域包括ケアシステムの構築を図る	町
	・シルバー人材センター活用事業 高齢者に働く機会を提供し、健康増進と生活の充実を図る	町
	・地域生活支援拠点の整備 6町村(会津坂下町、会津美里町、柳津町、三島町、金山町、昭和村)による会津西部地域支援拠点のサービス提供体制整	町

		備		
7. 医療の 確保	(3)過疎地域 持続的発展 特別事業	・健康づくり啓発事業 地区・集落で開催されるサロン活動において健康づくりに関する啓発活動を実施し、健康意識の向上を図る	町	
		・医療機器、救急医療の充実事業 休日救急医療充実のため両沼郡医師会への負担金支払	町	
		・健康診査事業 健康づくり事業を啓発し推進する体制の整備	町	
		・妊婦・乳幼児健康診査事業 妊婦及び乳幼児の健康診査を無料化し、安心して子どもを産み育てられる環境整備	町	
		・予防接種事業 予防接種に対する助成	町	
8. 教育の 振興	(4)過疎地域 持続的発展 特別事業	・通学安全対策事業 学校まで遠距離の児童生徒について、バスの定期券を補助する。また、通学路などの危険個所の点検により安全対策を行う。	町	
		・コミュニティスクール事業 地域とともにある学校づくりを推進するため、学校と地域が連携し学校運営に取り組み教育活動の充実を図る。	町	
		・幼稚園通園事業 教育施設適正配置に伴い、通園手段確保のため送迎バス・タクシーを運行。	町	
		・生涯学習推進事業 生涯学習を推進し、誰もがどこでも学べる学習体制を目指す。 人材発掘・育成等を実施し生涯学習社会の実現を目指す。	町	
		・スポーツ振興事業 生涯スポーツの振興・普及により町民の健康増進を図る。	町	

		・総合型地域スポーツクラブ支援事業 市町村対抗型スポーツイベントに係る支援を委託。	町	
		・本に親しむ町民をつくる事業 司書の配置や蔵書の一元管理を図り、町民が本に親しむ環境を作る。	町	
		・地域コミュニティセンター整備事業 地域住民の交流及び地域づくりの拠点施設整備や施設修繕。	町	